

産業廃棄物処理業における 労働安全衛生について

千葉労働局 健康安全課 加藤 護

令和4年8月30日

本日の説明内容

1 労働災害発生状況

(1) 災害統計

(2) 災害事例

2 労働災害を防止するために

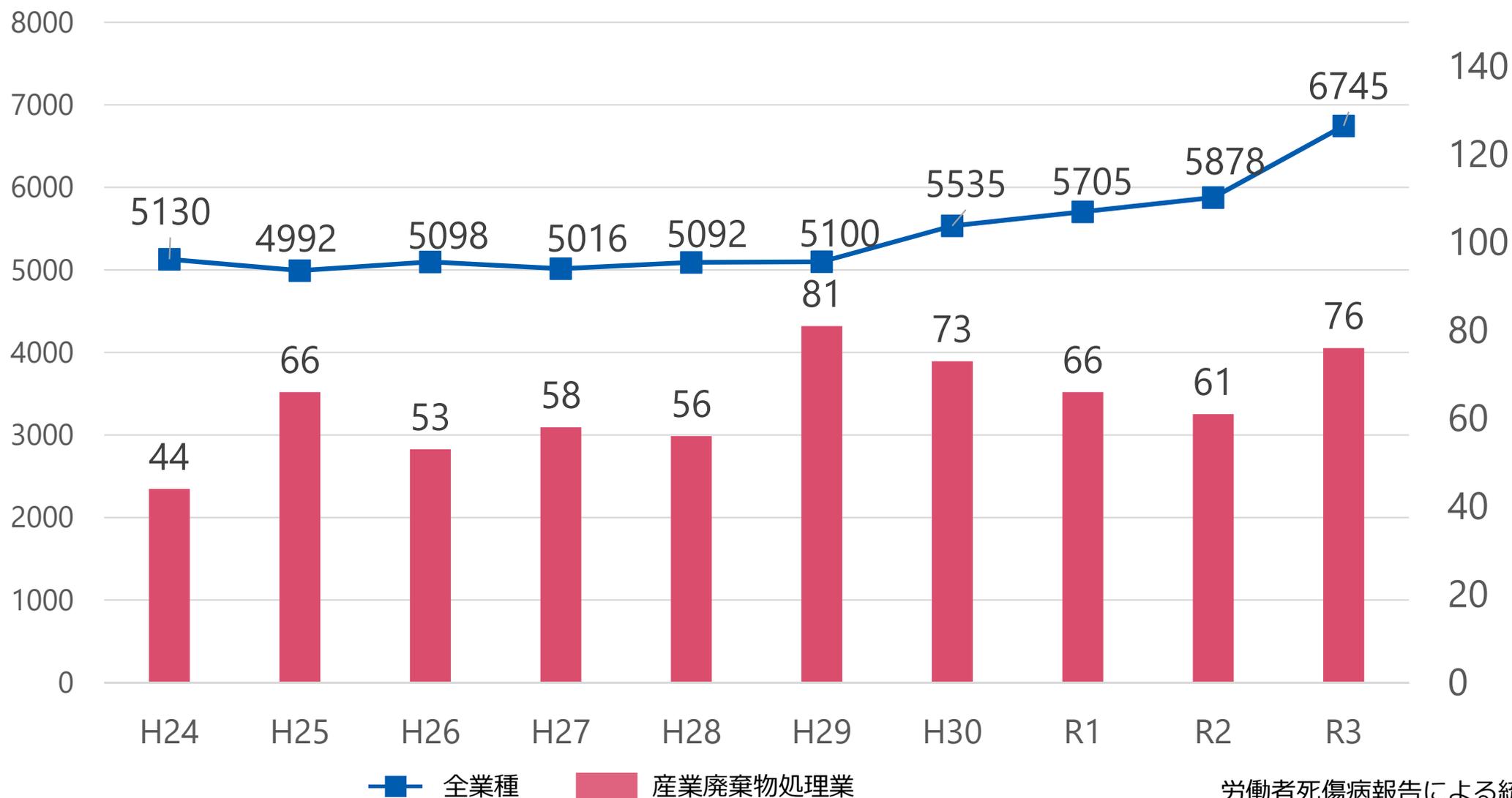
3 熱中症予防対策

4 健康管理

5 お知らせ (解体等作業前の事前調査)

1 労働災害発生状況

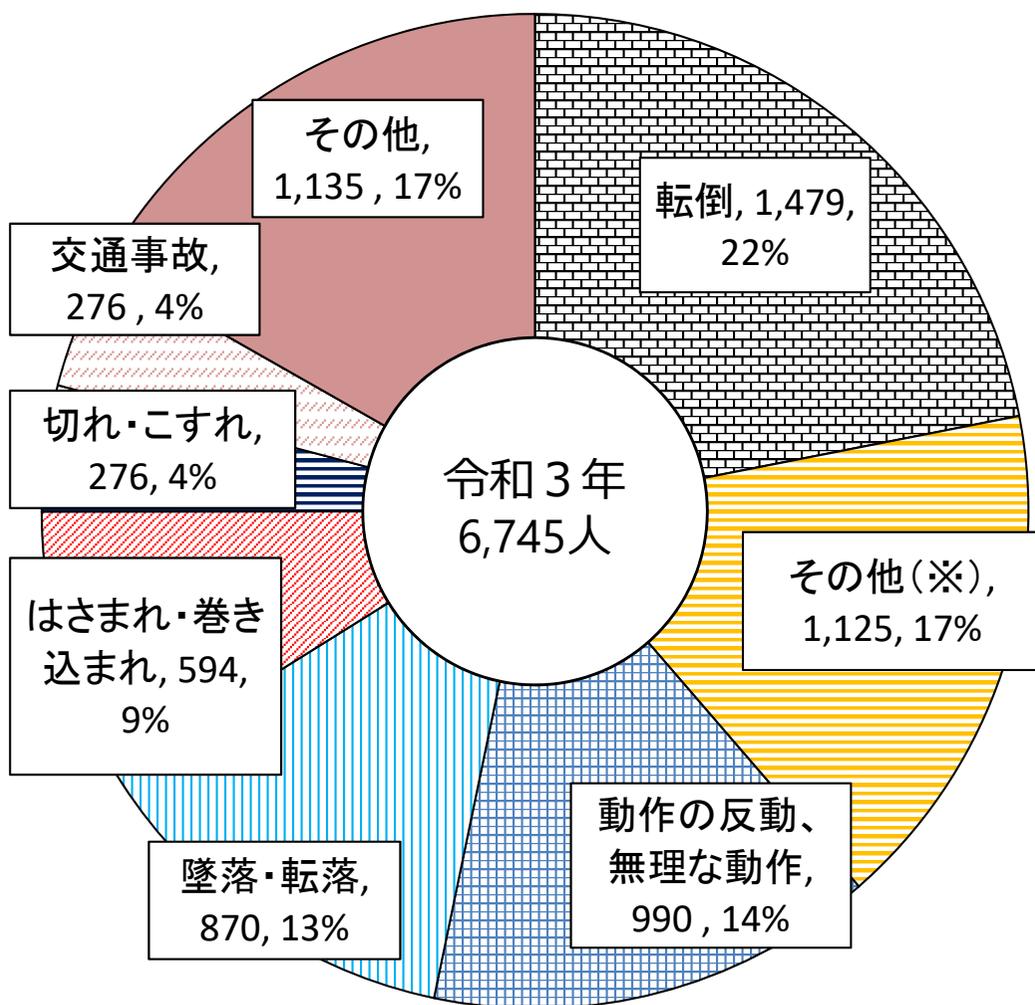
① 過去10年間の労働災害の推移（死傷者数）



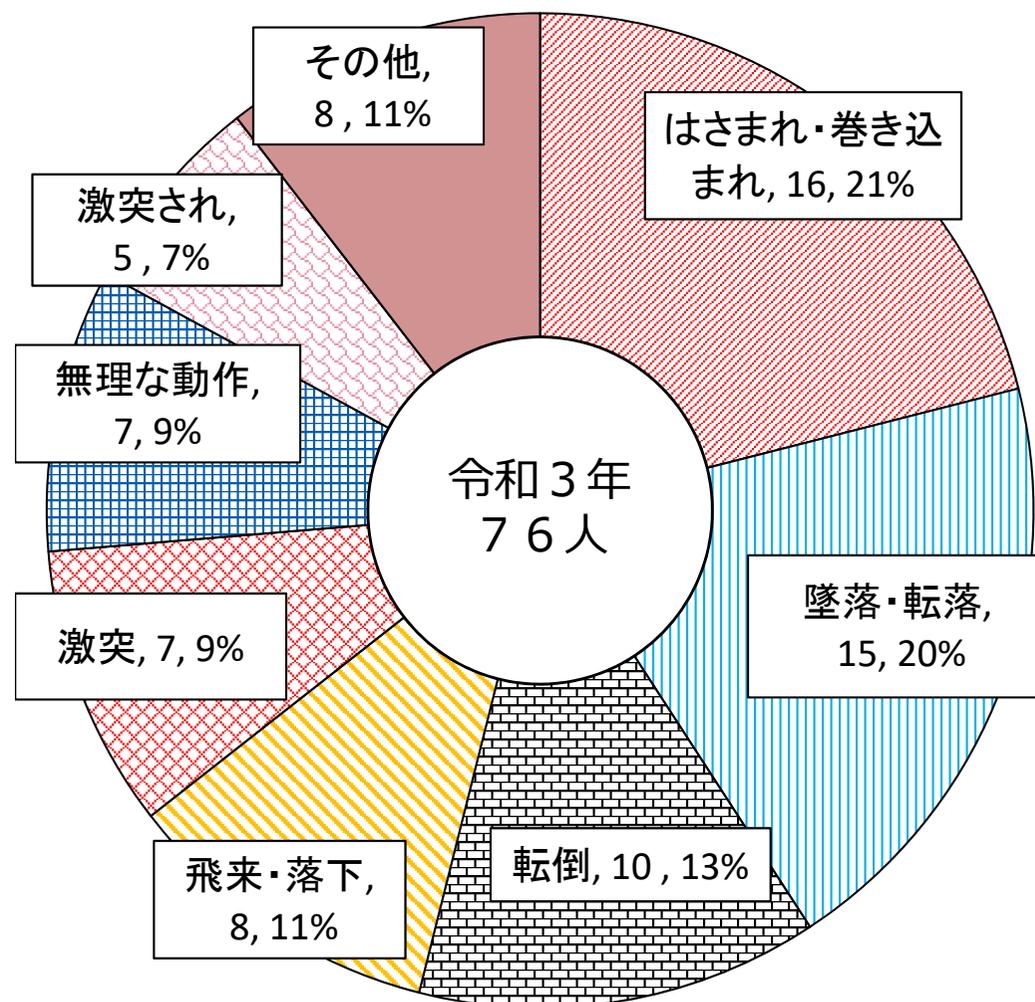
1 労働災害発生状況

② 令和3年労働災害の事故の型別状況

全業種

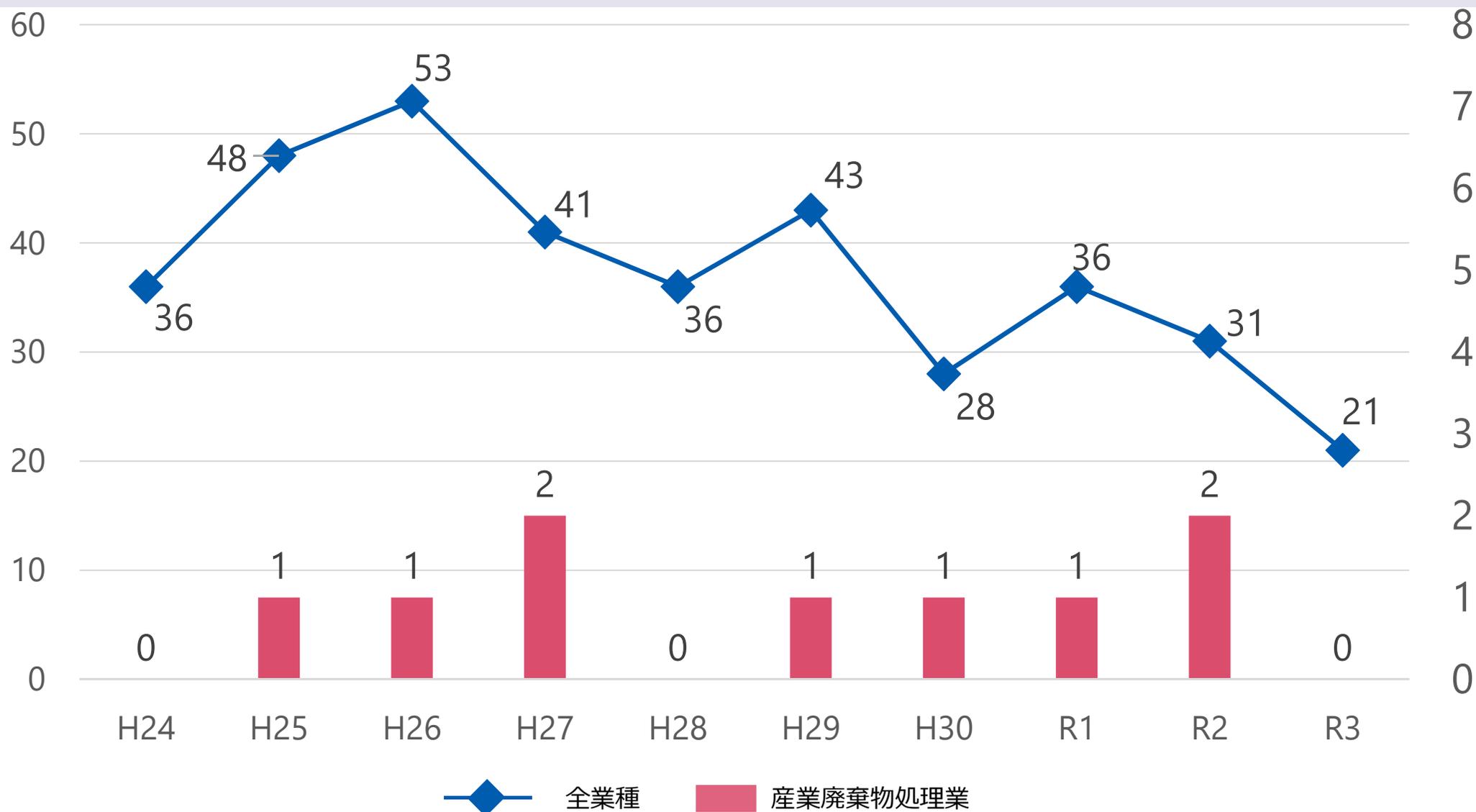


産業廃棄物処理業



1 労働災害発生状況

③ 過去10年間の労働災害の推移（死亡者数）



1 労働災害発生状況

④ 労働災害の事例 その1



【発生状況】

- ・パッカー車の回転板に廃棄物が挟まりそうになったので、慌てて廃棄物を取り除くため、手を入れたところ回転板に巻き込まれた。

【原因】

- ・回転板を停止させずに取り除こうとしたこと。

【対策】

- ・回転板を停止させてから、取り除くこと。稼働中は手を出さないこと。
- ・安全装置の使い方を教えること。

1 労働災害発生状況

④ 労働災害の事例 その2



【発生状況】

- ・コンベヤーを止めて点検をし、試運転中に気になる箇所があり、調整するため動かした状態で作業していたところ、手袋とともに手が巻き込まれた。

【原因】

- ・コンベヤーを止めずに調整作業をしたこと。

【対策】

- ・点検作業、調整作業するときは、必ずコンベヤーを停止すること。
- ・プーリー部にはカバーを付けること。

1 労働災害発生状況

④ 労働災害の事例 その3



【発生状況】

- ・ シート掛けのシートを取るため、荷台に昇り、あおりに足を掛けたところ、バランスを崩して荷台から墜落した。

【原因】

- ・ 幅の狭いあおりに足を掛けたこと。

【対策】

- ・ あおりに足を掛けず、荷台に立てる場所を確保すること。
- ・ 荷台への昇り降りは、ステップを使用すること。

1 労働災害発生状況

④ 労働災害の事例 その4



【発生状況】

- ・ 積み込む箱を棚から降ろし床に置き、次の箱を降ろそうとしたとき、前に降ろした箱に躓き転倒した。

【原因】

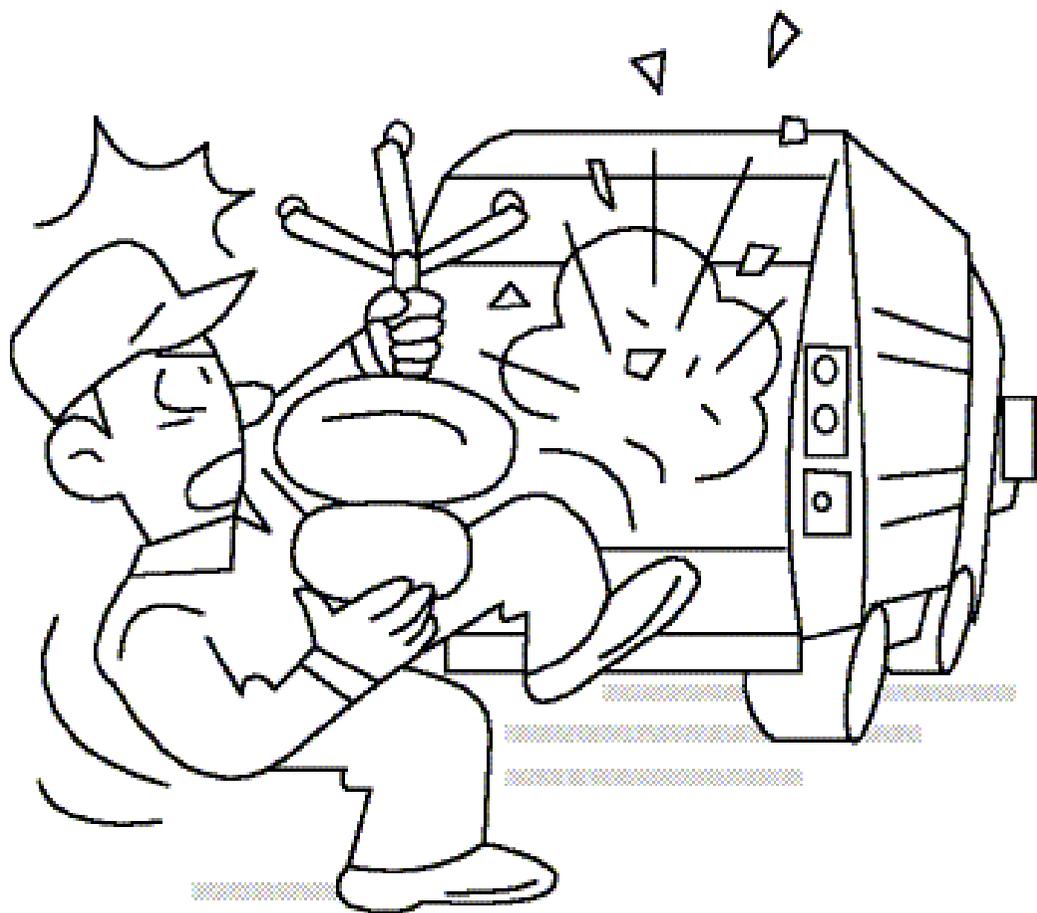
- ・ 先に降ろした箱を足元の近くに置いたまま、次の箱を降ろしたこと。

【対策】

- ・ 足元付近を片づけてから作業すること。
- ・ 積み込む箱の全数を把握し、箱の置き方、置き場所を決めておくこと。

1 労働災害発生状況

④ 労働災害の事例 その5



【発生状況】

- ・ 廃棄物をパッカー車に積み込んでいるとき、先に投入した廃棄物の中にスプレー缶が入っていて、破裂して飛散物が眼に入った。

【原因】

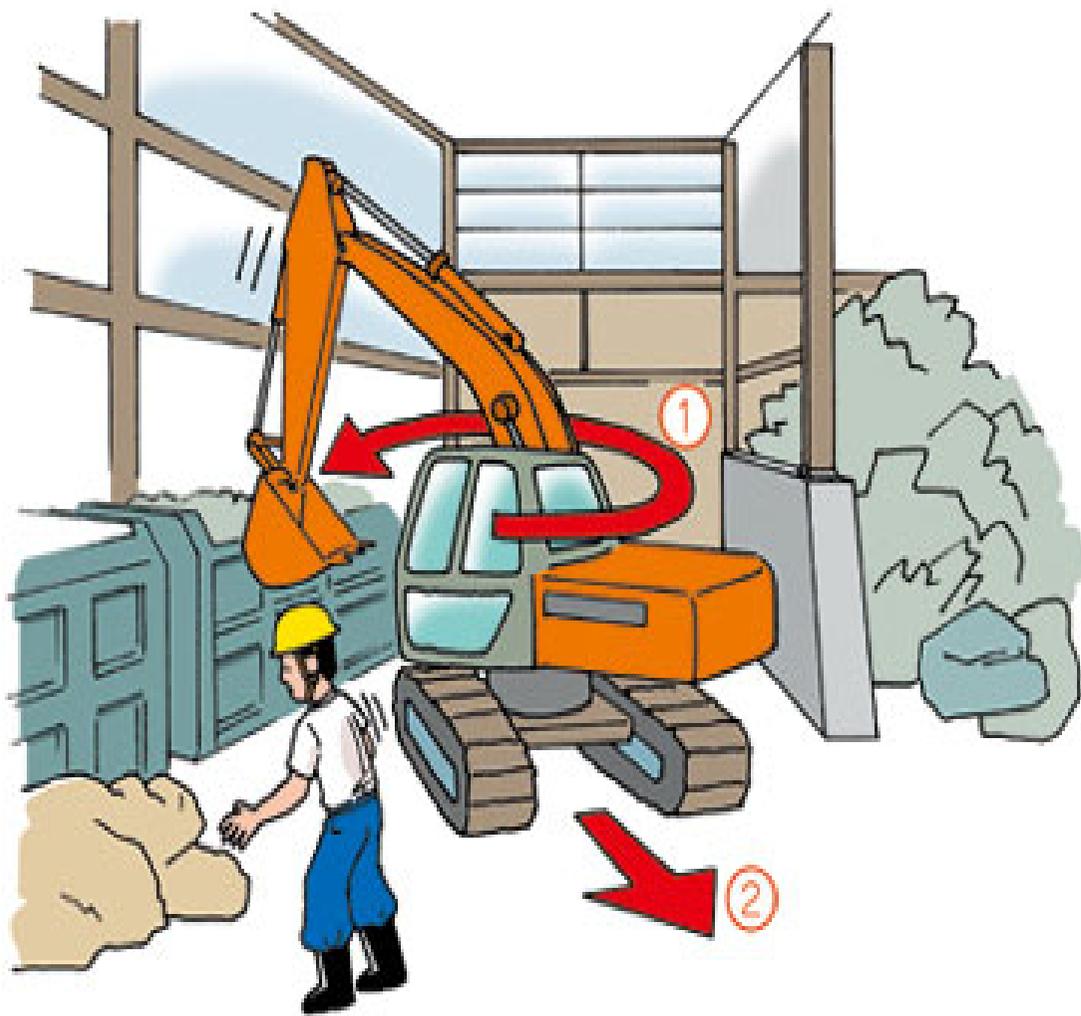
- ・ 廃棄物の確認不足があったこと。
- ・ 保護メガネを着用しなかったこと。

【対策】

- ・ 廃棄物の確認を行うこと。排出事業者
に、危険物の明示を依頼すること。
- ・ 保護メガネを着用すること。

1 労働災害発生状況

④ 労働災害の事例 その6



【発生状況】

- ・ 処理場内で、重機で分別作業中に後退したときに、手元作業者と接触した。

【原因】

- ・ 重機運転者の周囲確認が不十分であったこと。（お互いに気付くだろう）
- ・ 重機と手元作業者の作業エリアを区別していなかったこと。

【対策】

- ・ 操作前には、周囲の安全を十分に確認すること。（かもしれない行動を）
- ・ 作業エリアを明確に分けること。

2 労働災害を防止するために

- ① **組織を作る** (責任者を決めて、権限を付与する)
- ② **ルールを作る** (何をやるべきか、禁止事項など)
- ③ **危険を知る** (過去の災害事例、ヒヤリハットなど)
- ④ **声を掛ける** (挨拶、危ないと思ったら注意する)

3 熱中症予防対策

STOP！熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！



労働災害防止キャラクター **チューイカン吉**

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7～8月）



4 健康管理

年に1回は、健康診断を受診しましょう

労働安全衛生法に基づく
健康診断を実施しましょう
～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類◆

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断 (安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号 ^(※1) に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

工事開始前の石綿の有無の調査 令和5年10月1日施行

- 事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆ 建築物の事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者

※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定

- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

報告対象工事・報告内容

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）